

津・久居・安芸郡・一志郡市町村合併問題協議会（任意）

第9回協議会 会議録要旨

日 時 平成14年12月26日（木）午後5時00分～
場 所 津市センターパレスホール
出席者 津市、久居市、河芸町、芸濃町、美里村、安濃町、香良洲町、一志町、白山町、美杉村の各市町村長及び市町村議会の代表者、嬉野町長、三重県津地方県民局長

議 長 12月議会を終えられまして、年末のお忙しい中、こんな夕刻の時間、会議にご出席頂きまして、本当にありがとうございます。

前回の協議会のあと、構成市町村の皆様には12月議会で法定協議会設置に向けての大きなお願いをしました。

それぞれ、ご質問も多かったろうと思いますし、時間をかけていろいろご説明を頂いたと伺っております。本当にありがとうございました、お疲れ様でした。

おかげさまで、私どもがいろいろと協議をしまいいりました9市町村での合併協議会の設置につきまして、それぞれの議会で議決を頂きました。そして、明1月の17日に設立総会を予定させて頂きます。このような流れの中で、今日で任意合併協議会は解散ということになりますが、これからは法定協議会に移ってまいりますので、よろしくお願いを申し上げたいと思います。

いろいろお話ししたいことがあります。今まで構成市町村、嬉野町さんも含めまして、お話をさせて頂いておりました。今日は嬉野町さんがこれからどういうふうな形で進まれるかということは、既に皆さんご承知のことと思いますが、会議の中のしかるべきところでお話をいただこうと思っておりました。

議長さんが急逝をされましたので、お忙しい中、嬉野町長さんにも最後までご出席をいただくことが出来なくなりましたので、冒頭、私のほうでご説明を申し上げた後で、ちょっと変則ではございますが、嬉野町長さんのお話をお伺いいたしまして、その後本日の議事に入ってまいりたいと思いますので、よろしくお願い致します。それでは、嬉野町長さんお願いします。

嬉野町長 一言、お礼のご挨拶を申し上げたいと思います。今回の合併につきましては4月22日だったと思いますが、この協議会でご承認頂きまして、私どもも任意協議会に参加させて頂きました。今日までいろいろご議論させて頂きまして、津のエリアの中での方向付けの中で参加をさせて頂いたわけですが、当町につきましては、住民の意識としては歴史的に松阪市との方向付けもっておりま

して、松阪方面との任意協議会、さらには一志郡4カ町村の状況というのもございまして、3つの方向に合併議論を進めなければならない嬉野町の位置でもあったわけです。勝手な報告かもしれませんが、今日まで嬉野町が優柔不断だという言葉も頂戴いたしました。

しかし、短い半年間でございましたが、これだけの期間の中で住民の意識というものをまとめなければならないという状況ということでございまして、3つの方向に進めていたわけですが、10月27日を皮切りに11月5日の津・久居・安芸郡・一志郡市町村合併問題協議会第8回協議会で最終結論をとということで、急遽、その間に説明会を実施しておりました。

私はその会場の中ではもちろん津地区論という方向で進めてきたわけですから、「一志町・嬉野町・美杉村・三雲町合併推進協議会」ができましたので、是非その実現が第1条件でありましたが、次は誰が見ても数字等を見合わせると将来ビジョンは津地区しかあり得ないという状況で説明をさせて頂いたはずなのです。

松阪地区というのは今回、合併はあり得ないとやっていたのですが、住民意識というのはそうした数字を頭に描くのではなく、この際は是非、松阪地区と行きたいという方向論がアンケートでも強く出ました。

そういうことで最終の決断を迫られたわけですが、どうしても津地区の方向へという提案が出来なかったということがございまして、松阪地区の方に提案をした途端に過半数で議会の皆さんにもご同意を頂きました。その後、それぞれの地域で文化祭や催しがありまして、そういった結果につきましても、それぞれの地域、旧村単位でございすけれども、松阪地区でよかったという住民の声を頂くことになりまして、そうした方向に枠組みを決めたということは、今回の合併についてなんら不思議はない、今日までの期間、一部にはいろいろありますが、松阪地区方向でいくという意思固めが日一日と増してきたような状況でございます。

昭和の合併から今日まで、本当に津地方県民局を中心として、行政を司らせていただきました嬉野町が、新たに松阪地区の方向で今回の合併でまとめなくてはいけないという状況でございます。いろいろ広域行政で後々のお付き合いもお願いしたいといけないわけでございます。

あと2年間の中で一つ一つ整理をさせて頂いて、新たな新市に向けて実現の努力をしていきたいと思っております。

皆さん方には、任意協議会に入ってから、今日こうして会議をしなければならなかったこと、大変なご迷惑をしたと思っております。どうかこの意をお汲み取りいただき、お許し頂きたいと思っております。

是非、合併後の新市の市政に向けて、皆さん方の新たなご努力をご期待申し

上げ、今日までの嬉野町の勝手な合併についてのご議論をお許し頂きますようお願いを申し上げてご挨拶とさせて頂きたいと思えます。誠にありがとうございました。

議長 どうも嬉野町長さん、ありがとうございました。

お伺いして合併の方向はだいぶ違います。でも、嬉野町民の皆さんのお気持ちというのであれば良いとこんなふうに私も思います。しかし、合併はいたしましてもお隣でございますので、これからも共にいいまちづくりということには気持ちは同じでございますので、どうぞご精進をお願い申し上げます。ありがとうございました。

嬉野町長 ありがとうございました。(退室)

議長 では、早速協議事項に入らせていただきます。今日の協議事項は「まちづくり基本構想について」とそれから今日でおしまいでございますので、「任意協議会の精算について」でございます。

まず、まちづくり基本構想について事務局からご説明いたします。

事務局長 まちづくり基本構想案についてご説明いたします。

7月15日から始まりまして、公募で選ばれました委員と学識経験者から成る「まちづくり基本構想策定委員会」での7回にわたる議論を経て、この度、12月13日に、津市役所において、まちづくり基本構想策定委員会会長の渡邊悌爾先生から、協議会会長にまちづくり基本構想案の提言がありましたので、ご報告をさせていただきます。

さて、まちづくり基本構想の検討の経緯ですが、当初は11市町村による合併のまちづくり議論を、まちづくり基本構想策定委員会で行っていただいておりますが、基本構想検討中に嬉野町、美杉村さんの合併構想からの離脱がありました。

まちづくり基本構想を策定するためには、合併構想及び枠組みを同じくしていることが前提条件であり、協議会にて正式に確認されている合併の枠組み数が9市町村であることから、この枠組みにての合併構想が策定委員会にて検討されました。

今回、提言いただいた構想案の内容についてですが、合併構想の枠組みが変更にはなっておりますが、構想の内容はビジョンであり、その前提となる諸条件の基本的なところに、大きな変動はなく、住民説明会で既に示した中間案のまちづくりの基本的な考え方は変更になっておりません。

また、中間案の説明の際にもお示しました基本構想の参考資料編ですが、これについても、9市町村の枠組みに対応して、一部表現を変更して、添付させていただいております。

なお、策定委員会での議論や委員の方々の感想などを、参考資料編の39頁以降に、この度、新たに載せておりますので、後で、お目をとおしていただければと思います。

それでは、先にお示した中間案から変更、追加になったところを、下線部で示した資料を参考のために作成しておりますので、この資料により、基本構想案の内容のご説明をいたします。

まず、1頁の目的ですが、基本構想は、9市町村の合併による新市のまちづくりビジョンであり、合併後の新市のあり方を住民に示すものであり、これから議論されていく建設計画の基礎となるものであります。

次に、目標とする期間は、激しく変動する政治社会、経済情勢を踏まえ、10年であります。

策定体制としては、まちづくり基本構想策定委員会で検討され、提言されたものです。

先ほど、ご説明させていただきましたが、策定委員会は、当初、協議会構成の11市町村による合併を前提として、11市町村の公募委員により、まちづくりの議論を開始しましたが、構想策定期間中に嬉野町及び美杉村の2町村が、当合併構想から離脱する事態が生じたため、9市町村での枠組みによる構想の提言となっております。

2頁・3頁ですが、9市町村の合併によるまちづくりの意義ですが、自立し得る自治体を目指した合併の必要性・一体感のある圏域・一体的なまちづくり・自立可能な規模を述べております。

4頁から6頁ですが、新しいまちづくりの基本理念を述べております。

キャッチフレーズとしては、「ハートあふれるまちづくり ~日本のまん中、三重の県都、心の通う中枢都市~」を掲げております。

理念の特徴といたしましては、この圏域の市町村が合併を行い、自立し、責任ある住民が参画した「ハート」あふれるまちづくりを進めていくことにあります。

「ハートあふれるまちづくり」とは、住民が自ら「智恵」と勇気を発揮して、合併後の新しいまちを主体的に創造していくことを意味します。

さらに、「ハート」とは、5頁に示しているように、「福祉・安心・安全」を始めとした8項目が考えられます。

また、この圏域の市町村が、日本のまん中、三重県のまん中にあり、県都であり、合併により30万に近い人口をもち、三重県に占める存在感からも、中

枢の都市となることができます。

次に、7頁・8頁ですが、新しいまちづくりの基本的な方向を述べております。

まず、まちづくりの基本的な考え方として、新市一体となったまちづくりを述べております。

すなわち、この圏域は、共通の歴史・文化・豊かな自然を有し、共通の生活圏、広域行政圏を有しており、住民の個性、地域の特性・伝統・文化などの個性が輝き、それぞれの住民、地域がお互いにその個性を尊重して、共有のものと認識し、地域同士の活発な交流が行われるまちづくりを進めていきます。

次に、まちづくりのあり方として、住民手づくりのまちづくりを述べており、自立した責任ある住民自らが主役となり、住民の能力・感性や地域の個性を活かしたまちを、住民参画により進める「手づくりのまちづくり」を行っていきます。この場合のまちづくりは、住民自身が行えるものは、住民の力でまちづくりを進め、住民だけの力では出来ないものについては、行政、NPO、企業などとの連携を図りながら、進めていくこととします。

次に、行政のあり方ですが、一つ目は安定した財政基盤の確立。二つ目は十分な情報公開・情報提供。三つ目は、地域の個性を大切にした新市の中央部と周辺部で格差のないまちづくり。四つ目は、地域の住民の声を把握できる仕組みの構築。五つ目は、職員能力の向上。六つ目は、新市の施策の効果についての的確な評価を述べております。

次に、9頁以降で、まちづくりの基本的な方向を述べており、住民、地域、NPO、企業、行政などが協働・連携しながら、次の方向にそって合併後の新しいまちづくりを進めていきます。

その方向とは、

- 福祉・安心・安全のまちづくり
- 人権に配慮したまちづくり
- 人づくり・教育先進市を目指すまちづくり
- 文化を育むまちづくり
- 環境に配慮したまちづくり
- 情報感度の高いまちづくり
- 地域内の交流・対話を大切にするまちづくり
- 皆が生き生きと働けるまちづくり・・・であります。

最後12頁に、地域の個性にあったまちづくりゾーンの創出ということで、新市の各地域のそれぞれの人的・物的資源・持ち味などを活かした手作りのまちづくりを進め、これら地域独自の個性を活かした手作りのまちづくりを行っていくことにより、新市には、地域の個性にあった多種多様なまちづくりゾー

ンの創出が期待されると述べています。

以上が、今回、策定委員会でご提言いただいた基本構想案の内容でございます。

議長 今、事務局長からご説明申し上げました。7月から三重大学の渡邊先生、児玉先生のお二人と公募委員の方30人で議論して、おまとめを頂きました基本構想案でございます。先日12月13日に渡邊先生から頂きました。

この基本的な考え方ですが、これからの私どもがご議論を重ねて、建設計画を作成したり、それから住民の皆さんに新市のあり方の説明をしていく中で、協議会といたしまして、いろんな諸案に反映をさせてまいりたいとこんなふうに思います。

任意協議会の仕事といたしまして、まちづくり基本構想策定委員会の皆さんには大変お世話をかけ、また、非常に熱心にご議論を頂きました。私どもの協議会の委員の皆さん方のご発言とか、そういったようなこともお聞きになり、そして、そういったところを委員会のお考え方とうまくあわせて構想案をお作りになって頂いておると読ませて頂いて思いました。

そんなことで私は、構想案を策定された委員会の皆さん方に感謝を申し上げ、頂いておきたいとこんなふうに思います。よろしゅうございますか。

個々にまた寄せてもらおうと思いますが、今日はそういう中の一つ一つに入っていくというふうにはちょっと時間的に余裕がございませんので、また、よく読んで頂きまして、次回からの協議会の中で、それから幹事さんなんかいろいろ議論される方でこれを参考にして頂きたいと思います。

それではご異議もございませんようですから、次に任意協議会の精算につきまして、事務局から説明をさせていただきます。

事務局長 それでは「平成14年度 津・久居・安芸郡・一志郡市町村合併問題協議会精算内訳(案)」を見て頂きたいと思います。

任意協議会の精算の説明に入ります前に決算の見込みをご説明申し上げます。

これは、11月末現在の歳入及び歳出と今後の歳入歳出状況を表しています。

11月末現在歳入額 21,452,545 円で、歳出額は 9,004,294 円です。差引残額、12,448,251 円であります。

また、今後の見込み額としては歳入 758,470 円で、これは情報化支援事業に対する県補助金であります。歳出については、右に書かせて頂いたとおりで、主なものは情報システム共同運用基本計画策定業務委託で 1,449,000 円、臨時職員の7月から12月分の賃金等で津市ので立て替えていただいている分を負担金として支払う 1,200,000 円であります。

11 月末現在での決算の見込み額は、歳入総額 22,211,015 円、歳出総額 12,991,668 円であり、差引残額は、9,219,347 円になると思われま

す。この残額の主な内訳としては、任意協議会の予算を 1 年間の予算計上をしていましたが、実質 9 ヶ月となりました関係で事務費及び協議会だより 1 回分と情報システム共同運用基本計画策定業務委託が予算額 4,500 千円に対して入札結果 1,449 千円となり、3,051 千円の残額となりました。

続きまして、裏面の精算についてご説明いたします。

まず、負担金 A 欄は 4 月に嬉野町及び美杉村が参加されましたときの第 3 回協議会でお認めを頂いた補正第 1 号の負担金額であります。実収入額 B 欄は嬉野町及び美杉村を除く、9 市町村の第 1 回協議会で決定しました当初予算額に嬉野町と美杉村の負担額を加えた額であり、構成市町村から負担していただいた額であります。

分担金の歳出総額は、歳出総額の 12,991,668 円のうち、分担金以外の収入額 7,368,512 円、これは県補助金の 6,610,000 円と 758,470 円と利息の 42 円ですが、これを控除した額 5,623,156 円が、構成市町村からの負担分の使用額であります。そこで、この額を各市町村の負担金割合（均等割 30% C 欄、人口割 70% D 欄）で計算したのが、E 欄の分担金の使用額となります。そこで、A 欄の負担金から使用額 E 欄を引いた額が不用額 F 欄となります。また実収入額 B 欄から負担金 A 欄を差し引いた超過分 G 欄となり、不用額 F 欄と超過分 G 欄を加えた額が、精算額となり構成市町村への返還額 H 欄となります。

なお、この精算については 11 月末現在で行いましたので、あくまでも見込み額であります。12 月末をもって任意協議会は解散しますが、情報システム共同運用基本計画策定業務委託の契約期間が 1 月 31 日となっていますので、この 1 月末をもって出納閉鎖を行い、監事による監査後、先程説明いたしましたおりに各市町村に返還する予定です。この精算も 2 月中には、終わりたいと思っています。

以上でございます。

議長 ただいま計算書等、ご説明いたしましたが、なにかご質問ございましたらお願い致します。ご意見も含めましてございましたら、どうぞ。よろしゅうございますか。

ご説明した内容で精算をしてみたいと思います。

1 月末での会計の整理期間を頂きまして、それから監事さんによります会計監査を済ませまして、そして皆さんにまた、結果をご報告いたしたいと思

という形でございますので、文章による監査報告のご承認をいただくということで、会議での書類に代えたいと思いますが、よろしゅうございますか。

委員 異議なし

議長 ありがとうございます。

それでは、任意協議会の精算につきまして、後日事務局から報告申し上げ、会議でのご承認に代えさせていただきます。

以上がこの任意協議会の協議事項でございますが、少し皆さん方にこれからの法定協議会に続いてまいりますので、お話をお伺いしていきたいことがあります。いろいろ議決を頂きますことについて、それぞれの議会でご議論やご意見が出たと思います。是非、皆さん一緒にそれぞれの議論の内容といいますが、市町村長さんがお答えになったことも含めて、お聞かせを頂けたらと思いますが、どうでしょうか。

では、久居市長さんから様子をお聞かせいただこうと思います。

久居市長 失礼します。発言させて頂きたいと思っておりました。新聞にも一部報道されておりましたので、ご覧になられた方もいらっしゃるかと思いますが、久居市では法定合併協議会の議案の議決を頂くに当たりまして、附帯決議がなされました。

その内容につきましては特別委員会、本会議での一般質問も含めて、厳しい意見があったわけですが、法定合併協議会規約第7条の第2号、いわゆる議会代表であります。やはり市民の代表である議会の代表をそれぞれの市町村で、複数にしてはと、こういうことで附帯決議がありました。

是非、それぞれの市町村でその辺検討を頂きたいと思っておりますので、よろしくをお願いします。

議長 はい、議長さんもお意見ございましたら、どうぞ。

久居市議長 市長が今、皆さんに聞いて頂いたとおりでございます。私どもも特別委員会をもって頂いておりますので、当然協議会で決定される前に私どもの特別委員会でお諮りして、その決を私が代表して、皆さんの前で決を取って頂きたい。こういうふうな考え方でおりますので、よろしくご配慮いただければ、ありがたいと思います。

それから、もう一つ、協議会で決定される前に今、申し上げましたように特別委員会でご審議頂きたいと、私どもの特別委員会がございますので、出来る

だけ即、決を取ることでなく、一回私どもの特別委員会へ持って行って、お諮りをして、それをこちらで決を取ってもらえるようにしたいなというふうに考えておりますので、その点も含めて、一つご配慮いただければありがたいと思います。

特にこれにつきましては、うちの市長も議会中にこういうふうにさせていただきますという形で、実は11月5日の協議会の7条ですね、2号委員の9名を複数にとの話を市長がさせて頂きましたが、そのことについて特別委員会では事後報告でございましたので、これから事後報告にならないように私どもも皆さんと一緒に足元を揃えながら、合併に向けて、住民の方々の了解を頂けるように、また、よかったなと言って頂けるような合併にしていきたいと思っておりますので、どうぞよろしく、ご指導を頂きながらこの問題を解決していきたいと思っておりますので、お願い致します。

議 長 ありがとうございます。では、香良洲町長さん。

香良洲町長 私どもはあえてここで話しすることは無いのですが、12月議会に提案させて頂きました合併協議会の設置につきましては、満場一致で、香良洲町議会として、満場一致でありました。

ずっと一貫して私どもは津地区の合併協議会に参加することに関しては、ほとんど異議はございませんので、非常にスムーズに今日まで来ております。

これからもそれぞれの市町村と、出来るだけうまく運んで頂いて、来るべき新しい市への方向性をしっかりと見出していきたいと思っておりますので、今後ともよろしくお願ひしたいと思ひます。

議 長 ありがとうございます。それでは、委員長さん。

香良洲町委員長 町長が申しあげましたように、議会の方も一切問題なしに満場一致で協議会で法定に行くことと決定いたしました。

これからも精一杯やって生きたいと思ひますので、香良洲町としても、よろしくお願ひします。

議 長 ありがとうございます。一志町長さん。

一志町長 一志町におきましても、12月議会におきまして、いろいろご議論を頂き、結果といたしましては大多数の賛成のもとに津地区法定合併協議会への参加を決めて頂きました。さきほど嬉野町長さんが退席なさる時、いろいろご意見が

ございまして、4町村ということで検討を若干はいたしておりましたが議会の多数の方々、私どもは一貫して、津地区への参加を主張してきました。

結果として、住民説明会の中でも、合併すべきというのが91%、どちらかといえばというのも含めてですが。その中を分析いたしますと、83%が住民の皆さん方も津市の合併協議会へ、4町村というのは17%、そういう圧倒的な数字でございましたので、どうぞよろしくお願い致します。

議長 ありがとうございます。また、よろしくお願い致します。

一志町副議長 うちの町長が説明したとおりでございますが、議会といたしましては、すでに今、マスコミ等で皆さんもご存知のとおり、当議会では4町村は解散して、津の法定に向けて我々、議員が結束して進めてまいりたいというのが現実でございます。本会議における定例会では大多数の賛成をもって、この協議会の法定へ向けての団結を示したところでございます。

ただ、今、久居市さんからご報告がありましたように、やはり議会代表が1人というのはいかがなものかという話は当議会でもございましたので、その辺は久居市さんと同じです。

法定協議会でご審議を頂ければと思い、議会の動きの方もご報告とさせていただきます。

議長 どうもありがとうございました。続いて、白山町長さん。

白山町長 それでは失礼をいたします。私どもは執行部、議会ともども、早くから方向を示しまして歩んでまいりました。あまり波風も立たず、そして12月議会でもほぼ全員に近い状態の中で賛成を頂き、この枠組みの中での合併を、より白山町の特色を活かしながら、皆さんともども進めていきたいと思っておりますので、よろしくお願いをしたいと思います。

議長 ありがとうございます。白山町委員長さん。

白山町委員長 失礼します。今、町長も申しましたとおり、白山町といたしましては議会と特別委員会としては何ら、問題はございません。

これまで相談しあって進めてきたわけでございますけれども、白山町では5月14、15日の2日間説明会を持ち、その後出前トークと申しますか、そういうものを数回もっております。

それから、12月2日の公聴会も計画して、いろいろの住民の方のお話を聞

きましたけれども、何らこれといった特別な意見はなく、スムーズに進んできたわけなのです。これからも一つ仲良く、新しい立派なまちが出来ることを期待しておりますので、どうぞよろしくお願い致します。

議 長 ありがとうございます。それでは、安濃町長さん。

安濃町長 それでは失礼させていただきます。この12月の定例会で、今回の合併協議会の設置につきましてのご審議を頂いたわけですが、非常に安濃町といたしましては、これまでになく熱心に、1議案につきましての質疑の時間でございまして、初めて経験するわけですが、3時間余に渡る議会がございました。中身は先ほど、おっしゃって頂きましたように、ご意見は出ましたけれども、この12月議会で可決ということで、規約をすべて、審議して頂いた。大多数の賛同を受けまして、可決をみたわけでございます。ただ、久居の市長さんがおっしゃって頂きましたように、議会の代表が複数いるというお話もございましたし、また、加えまして、学識経験者の中で、住民代表をもう少し考えて頂きたい、こういうご意見も頂戴いたしました。しかしながら、とにかくこの法定協議会を進めさせて頂いて、その中で、改正するところは改正していこうじゃないかと、こんなご意見もございました。そんな中で、これから建設計画の立派な市に向けて、進めていきたい。こういう中で、こういった状況でございますので、ご報告を申し上げたいと思います。

議 長 ありがとうございます。安濃町議長さん。

安濃町議長 すいません、今、町長が申し上げたとおりですが、いろいろと意見は多く出ました。これからの新しいまちづくりはどのようになるかと。そのような意見の中で、町長が言いました議会代表を増員したらどうかとか、また、住民代表をその中に入れたらどうかとか、という意見はありました。また、それについては多くの市町村との協議の中で決めるのだからということで原案を大多数の賛成の元に、可決してもらった経緯があります。

議 長 ありがとうございます。美里村長さん。

美里村長 それでは失礼します。美里村におきましては、執行部、議会、当初から津市との枠組みで合併の方へということで、一貫しておりましたので、特段異論もなく、スムーズに全会一致で議決頂いたのです。

議 長 ありがとうございます。美里村委員長さん何か、お話をどうぞ。

美里村委員長 先ほど、村長が申しあげましたように、満場一致で賛成ということで、うちの議会はそういうことでした。

私ども特別委員会、ちょうど1年、昨年12月から特別委員会というものをもちました。その都度、いろんな面で委員会において、その委員は私ども12名ということですので、全員が委員会の委員だということによって、その中で出てくる意見はとにかく、当初は11市町村で進んでおりましたので、その中で一番、小さいくらい、そういったことでややもすると飲み込まれないようにということだけは、常々そういう議論というのは出てまいりました。

これからも、法定の協議会に入っていくとしても、そういった面では小さな村ですけれども、いろいろご意見等も申し上げさせて頂きたいと思いますので、一つよろしくお願い致します。

議 長 どうもありがとうございました。芸濃町長さん。

芸濃町長 私どもも大多数が賛成ということで、議員の皆さんの議決を受けて、喜んで津市の協議会に入っていくということでございます。

また、今、久居市さんがおっしゃったように、議員さんの数ですけれども、今、ここで採決を取るというのではなく、今後の法定の合併協議会で協議していただくことが良いと思います。

よろしく申し上げます。

議 長 ありがとうございます。芸濃町委員長さん。

芸濃町委員長 今、町長が言ったとおりでございますが、芸濃町といたしましては、常にこの特別委員会にとりましても、安芸郡1本でということ足並みを揃えてきたわけでございますが、私ども芸濃町議会の内容を申し上げますと、久居市さんが言われるような首長1名と議会1名では少なすぎる。安濃町さんが言われたように一般住民から学識経験と申しますか、そういう方も1名入れてはどうかというふうな議論がかなりでしたが、うちの町長は頑固で首長1名と議会1名は変わりませんと押し通したような感じでした。

それともう一つ、いまさら何を言っているかというようなことですが、議員から芸濃町で高いところばかりで決めていないで、アンケートをという意見も

出ましたが、これもまた、とれませんということで押し通されました。で、現在に至る状態でございます。以上です。

議長 ありがとうございます。河芸町長さん。

河芸町長 津地区合併協議会の規約につきまして、12月20日の議会におきまして、17分の15で可決をされました。そしてこの内容につきましては、詳しくは委員長からお話があると思います。

なお、河芸町の行政側といいますか、市町村合併について、お願いを申させていたきたいというふうに思います。

来年になってからでもいいのかもしれませんが、一応法定にこれから入っていくわけでございますので、協議会としては事務局の方々問わずに、すべて、本音で話し合っていくことをさせて頂きたいということでございます。

まあ、それは今後の市町村の内政干渉になるようなこともあるかと思えます。そういうことも時には、容認して議論していく必要があるのではないかと思います。

具体的に一つ提案でございますが、自分の市町村だけでうまく立ち回ることが出来ないように、財政的な見地から市町村のまじめ度といいますか、そういうものを事務局は算出していただいて、常にチェックをして頂きたい、そういうふうに思います。

単にその財政力指数だけでなく、9市町村の真の態度といいますか、現状とといいますか、そういうものを何らかの形でお考えを頂きたいというふうに思います。

簡単な試案は私も持っておりますが、それは別にいたしまして、やはり事務方では相当、進んで頂いておりますし、皆さん方も聞いて頂いている部分はたくさんあるかと思えます。この合併には本当にものすごい数がかかります。

未完の部分もあるかも分かりません。やはり、他力本願ではとても合併は、そういうふうに思いますので、一つ各市町村、各々努力をお願いしたいと思えます。

議長 ありがとうございます。それでは、河芸町委員長さん。

河芸町委員長 今、町長が議会での採決の結果というのは大多数が賛成ということでございまして、実質的な審議というのは本会議ではなしに委員会が、特別委員会の中で、いろんな議論ですが戦わされたわけです。

構成の18は議員数、議長を除いて、あとの議員は全部が特別委員会のメン

バーです。

その中で、私、少数意見として、出された問題があります。その中でも3つだけ。

それに対して、執行部がこういう答えを出した。議員の中でこうこうでいいじゃないかということでございます。

といいますのは名称が、津地区、津市の方に重点がおかれていくのじゃないかということでした。

これは一志から嬉野町さんと美杉村さんが枠外にいった。それとあわせて、そういう失敗がないというのは、対等合併というのがある。お互い確認されておるのだから、そんな失敗はありませんということで執行部の方が訴えられておる。

それから人数、協議会のメンバーですけれども、もっと増やしたらどうかというの、むしろ住民の代表を入れたらどうかというふうに少数の人が言われたわけです。

これに対しては、9市町村のメンバーである。そして、委員会の中で協議会のそれは幹事会とかそういう積み重ねで、出来ておるのであって、住民の皆さんのご意見というのは反映されておるのだからということで答えを出しております。私も協議会のメンバーは、今のままでいいのではないかと、このような意見であります。

それから、もう一つ採決の方法、今後どうなるのですかという意見がありました。

法定協議会に入っていきますとやはり、相反するような利害が絡む場合があるとと思います。

今まで、全員合意という形で進み、会長のリードを発揮して合意しておりますけれども、やはり法定協議会になると採決という場面であるのじゃないかという答弁を執行部側から聞いておりますので、私もそうだろうと思います。

その前の段階として、いろんな積み重ねをやっておるわけで、全員合意ということに皆さん、協議会は短時間に終わって形だけに終わってしまわないかという意識は間違いですよ、ということであります。

議 長 ありがとうございます。では、津市議長さん。津市を代表してどうぞ。

津市議長 ご承知のように津市議会も12月に法定協議会設置について、賛成多数で可決をされました。その中で、いろんなご議論されて、結論が出たわけですけれども、その主な内容についてちょっと控えてまいりましたので、特に合併全般につきましては1都市として中に入れていただいております。

すが、リーダーシップを発揮すべきであると、そういうご意見がございました。

それから、合併プロセスに住民参加を積極的に図っていくべきではないかというご意見もございました。

それから、合併に備え、都市として、スリムで本質的な組織体制にしていくという、そういうご意見もございました。それから、具体的なことですが、不均一課税はやはり、慎重に検討していくべきだと、こういう意見もございました。それから、合併全般のことですが、住民説明会を11市町村から構成が変わったので、法定協議会設立の前に再度、説明会を開催すべきではないかというご意見もございました。

加えて、合併協議会の規約に関連したご意見ですが、第6条 会長、副会長関係の条文ですけれども、協議会は先ほど出てきましたように利害についての審議がなされるのが実態であろうとそういった意味から、会長に就任すると津市としての意見の表明に制約が出てくるのではないかと、そういったことで受けることも予想されるので、会長に就任することは慎重にして、というご意見も、率直に申し上げますので、先ほど町長さんのご意見ですけれども、そういうご意見もありました。

それから、第7条の委員さんの関係ですけれども、やはりこれにつきまして、私のところも複数にすべきだというご意見が出ました。それから、学識経験者の委員をもう少し、増やすべきだというご意見もありました。それから、第15条、報酬の関係ですが、議会選出の議員は公人でありますので、報酬はもらわない、こういうご意見も要望として、出たわけですが、大体そういったことで、出ました意見は網羅されると思いますが、合併に対してはやはり、こういった法定も設置されたのですから、出来る限り、相談しあいながら、進めてまいりたい、こういうご意見もございましたので、付け加えさせていただきます。

以上が津市議会の意見討論の内容でございます。以上です。

議長 ありがとうございます。皆さんお聞きをして頂きまして、お感じになったと思いますが、ざっくばらんに空気をお話頂きまして、あるいは大多数の意見ということで、議会の、特別委員会の意志を反映したご意見もございましたし、少数意見を頂いたところもあったかと思えます。それぞれ少数意見には理事者の方はそれなりにご答弁いただき、いろいろなことをなさってきて、今日だと思えますし、法定協議会でこれから基本的なことをいろいろと議論をしていかなければならないと思えます。

今日はそういうところで、あえてご意見について、あれはどうとお伺いするつもりはございませんので、ひとあたりお伺いしたわけですが、ご意見の大事なところは協議会で規約等のお話もありましたし、それはそれでちゃん

とお話を伺ってまいりたいと思います。

一つは進め方で、大事なお話が最初、久居市さんからありましたが、事後報告にならないようにということです。

これは前もお話しましたが、法定の協議会を1ヶ月に2回というふうな格好で、一つは内容をご説明申し上げ提案をし、帰って議論をして頂いて、次の協議会で結果を確認する。

こういうような繰り返しをやっていきたいと思っておりますので、これには委員の皆さん方、お忙しい中をしょっちゅう出て頂くことになるかもしれませんが、また、その中からご協力を頂きたいと思っております。

それから、県民局長さん、ずっと聞いていらっしゃってご意見をお伺いしたいと思っておりますが、いかがでございましょう。

県民局長 それぞれの市町村でこの12月議会でいろいろ議論を、この合併についていろいろな意見を討論して頂きまして、そして、議決して頂きまして、県といたしましても非常にありがたく思っております。

合併協議がこれから、進捗してまいりますと、当然そこで、本音の意見がだんだんと出てきて、具体的ないろいろな意見を戦わせて頂くのだと思っております。

これから、合併法定協議会になりまして、具体的により厳しく、まさしくもっと現実論の話にいくと思っておりますので、その辺のところ、河芸町長さんもおっしゃっていましたが、本音の意見の中で、またいろいろな意見を戦わせることもあろうかと思っております。まさしく最終的に、うまく仕上がるように進めて頂ければ、ありがたいと思っております。

議長 どうもありがとうございました。それでは、本当にありがとうございました。議案をご決議頂きまして、あわせて、規約もご決議頂いておりますので、1月1日から施行ということになります。

先ほども申し上げましたように、法定協議会ではまた、規約の中身につきまして、議論して頂きたいとこんなふうに思います。

それでは、お話を伺ってまいったのですが、任意の協議会の中で、今まで、いろいろとご一緒に研究もさせて頂き、ご所見も伺ってまいりました美杉村さんがいらしてしますので、それでは、村長さんから、どうぞお話を頂いた方がいいのではないかと思いますので、よろしく申し上げます。

美杉村長 それでは失礼をいたします。代表して皆様方をお願いと、また、経過も申し上げたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

美杉村の合併の方針が、大変紆余曲折がございまして、皆さん方には大変、ご迷惑をおかけしました。また、皆さん方の信頼を大きく損ねた、このように心から反省をいたしますとともに、皆さん方にお詫びを先ず申し上げたいと思います。

そういうことの中で、11月25日、私の方の議会、特別委員会を開催してもらいまして、津地区法定合併協議会へ加入をしていきたいということで、再度審議をして頂きました。その中で、賛成大多数で津地区法定合併協議会へ入れて頂きたい、そういう決定を11月25日にございました。

それから、12月定例議会がございまして、一般質問がございまして、私としてお答えをしましては、関係市町村さんの先ずご理解を頂いた上で、加入をさせて頂く、そういうことで皆さん方に先ず加入を正式にお認め頂くようお願いをして、正式な加入が認められました上は、平成17年には美杉村も皆さんと共に合併をさせて頂く、そういう決意も申し上げてきたわけでございます。

そして、12月19日に私どもの定例議会で一部に繰り上がって終えましたので、12月20日議会を開いてもらいました。

そして、11月25日に決定をされたことを再度確認しております。

美杉村議会として、津地区法定合併協議会に加入させて頂きたい、そういうことを改めて12月20日に確認を行いました。

その間につきまして、住民の皆さん、先ず、老人クラブ連合会の皆さん方の署名がありまして、1718名、全会員数に対して78%でございます。

それから、村民の方々が署名されたのが4574名で、これは美杉村の有権者数に対しまして71%。そういうふうな結果で、津地区法定合併協議会へ加入をさせて頂きたい。そういう署名の要望書でございます。

ただいま申しましたように、私ども執行部並びに議会も一体となって、皆さんの方へ一緒にさせて頂きたい、とそういうこととあわせまして、住民の皆さんからも大多数の同意でございますので、大変勝手なことをお願いするわけでございます。ぜひとも皆さんのご理解を頂き、ご審議を頂きまして、加入につきまして格別のご配慮を賜りたいと心からお願いを申し上げます。

以上でございます。どうぞよろしくお願い致します。

議長 はい、美杉委員長さん、よろしゅうございますか。今、代表とおっしゃったから、よろしゅうございますか。お気持ちを承りました。

それでは、本当に合併、任意の協議会、いろいろお諮りをしてまいりましたけれども、おかげさまで円滑に運営することが出来ましたことを重ねてお礼を申し上げたいと思います。

これから法定協議会でございますので、よろしく願いいたします。では、

これで第9回の協議会を閉会させて頂きたいと思います。

それで、お諮りをいたします。任意の合併協議会はこれで終わりましたが、法定協議会に向けまして、いろいろ準備をしなくてはならないことがございますので、引続きまして、津地区合併協議会の設立準備会と、こういう形でもうしばらくお時間を頂きたく思います。

それで、設立準備会に入るわけですが、準備会の進行につきまして、お諮りをさせて頂きます。まだ、準備会の内容も決まっておきませんので、会長の選出ということになるのですが、お許しを頂けますなら、これまでの経過もありますので、私が事項書に基づきまして、進行役をさせて頂きたいと思いますが、よろしゅうございますか。

委員 異議なし

議長 ありがとうございます。ではそのようにさせて頂きます。
美杉村長、どうもありがとうございました。

(美杉村退席)

議長 それではですね、準備会に入ります前にお休みをいたしますが、その前にもう一つだけ、先ほど、美杉村長からいろいろ経過は報告がありましたけれども、是非、これからの法定協議会に入っていきたいというお話しがありました。このことは法定協議会が設立されてから改めて協議をして決める、とこういうことになると思います。

そこです、お話を伺っておりますのは、これからいろいろと勉強等もやりまして、準備会の内容を聞いておきたいというお話でございます。

そうであればメンバーではございませんけれども、この場において頂きまして、我々の議論を聞いて頂くということをお諮りしたいと思いますが、いかがでしょうか。よろしゅうございますか。

それでは、どうぞ、安濃町議長さん。

安濃町議長 そのことにつきましては、過日、安濃町議会として、書面で会長に申し入れてありますので、その趣旨を反映していただきたいと思います。

議長 いて頂くという形はいろんなことを思って、私も言葉を選んでお諮りしているわけです。

正規のメンバーとかオブザーバーとかいろんな言い方はございますけれども、

あえてそれを申し上げずにいて頂くということではいかがでしょうかとお諮りをしたわけです。

確かにお手紙を頂いたのですけれども、皆さんが先ほどの河芸町委員長さんのお話じゃないですが、多数決ではございませんが、皆さんにお諮りをして、それでいいとご承知頂ければ、私としては一番嬉しいのですが、いかがでしょうか。はい、どうぞ。

白山町委員長 すいません、私も美杉村さんの話でいろいろ美杉村長の方から、加入ということについて、お願いするといったご意見でしたけれども、私どもとしても隣のまちに住む者の一人として、美杉村さんの要望を受け入れてやってもらいたいと願うところがございます。

しかしながら、皆さん、ご承知のとおり、いろいろ美杉村さんの問題もあったそうですし、確か11月5日のこの会議は結論を出すということでしたが、11日になった。

本当に我々としては期待をして待ったわけですが、それが単独というようなことで、本当に心外だったのです。しかし、その舌の乾かぬうちにまた、合併だと。そして、1週間後には今度は加入、本当に皆この協議会の方は気を煩わせてもらったのは事実です。

しかし、冒頭申しましたように、白山町と美杉村というのはやはり、どのように考えても、日頃の付き合いの中で考えても、いろいろ住民同士も深いつながりがあるというのも事実です。そういうことをやはり考えてみると、先々を考えると合併をさせてやって頂いて、ともども仲良くしてもらったらというのが、私の願いです。

よろしくご審議の程をお願いしたいと思います。

議長 ありがとうございます。今、白山町委員長さんからお話がありましたように、加入するかしないかの結論は、改めて法定協議会の中で、きっちりと、皆さんのところの議案になりますから、これは意見が分かれますと困りますので、それはお諮りをしたいと思います。

今日のところはこの準備会にいて頂く、ということにどうぞご理解をということでございます。

ご意見がありましたら、もう一回改めて、お伺いしますが、どうですか。

安濃町議長 枠組みの中と違う人がいては十分な審議が出来ないということです。

それを入れてもらうということになりますと、こちらとしてはもう、ここへ参加させてもらえない状態になるのではないかと思います。議会に私たちはく

れぐれもいわれています。

11月5日の最後の時に、会長から11日まで待って、そこでの人で出発するというこの話を議会に報告してありますので、それならば、9つで合併しようかということで12月に議決してもらったわけです。それを12月に議決してもらってすぐに舌の乾かぬ内にこういうことになると、帰って議会に報告することが出来ない次第です。

その入ってもら、もらわないはまだこれからですから、構成以外の人がいると真剣の話が出来ないということになります。ですから、9市町村で話をしようということでしたら、テーブルには乗れますが、美杉村さんに入ってもらということになりますと、そのテーブルには乗れません。それははっきり言っておきます。

議 長 どうぞ、それじゃあ、白山町長さん。

白山町長 先ほど、安濃町さんの議会の雰囲気でございますが、やはり基本的には9つの枠組みの中で動いておる協議会の中で、この9つの中で、1つの市町村でもこのような意見が出てきたら、やはり多数決で決めるようなことではないはず。皆が、9市町村が一緒に活動していかなければ、この枠組みに亀裂が入るような形になったら元も子もございません。

隣接しておる美杉村とはつながりがございますけれども、それは順を追って、やはりいつどのような形でどの時期にとか、それは今後の進め方でありまして、最初はやはりこのような議会の事情もございますから、それを多い意見で突っ走るといのは無謀を感じますので、これは9つの市町村を重要と考えていかなければならないと思います。

議 長 皆さん、それぞれご意見があると思いますが、もう一言だけ、安濃町議会議長さん、お話をさせてください。

確かにお話伺っていて、じゃ、この合併協議会の中で、美杉村を入れるか入れないかというようなご議論の時にこれは到底、当事者ですから、私はいて頂かないと、ということが会議のルールだと思います。

ですから、そういう意味で、お話にありましたように、今すぐ、また急に、ということは私も分かるのですけれども、今のお話は発言もなく、今から、法定協議会の規則とかですね、それから会長の選出とか、そういったような下話をしていくわけですけれども、そういう段階でもやはり、お気にされますか。

そうですか。お気にされますか。わかりました。

どうぞ、香良洲町委員長。

香良洲町委員長 別にこの席でなくても、傍聴ならよろしいでしょう。

議 長 そうです。ここはオープンな席ですから。どこの方が、どこにいらっしゃっても構いません。

香良洲町委員長 安濃町議会がだめだというのなら、傍聴の席に座って頂けばいい。

議 長 それなら、別に申し上げることではないです。香良洲委員長からこのようなお話がありましたが、いかがですか。

久居市議長 安濃町さんがいわれること、そのようにしてもらえばいいじゃないですか。皆が9市町村でということ議決してきましたので、それでやってもらいながら、問題として、今、美杉村さんからお話があったような方向で出来るだけ進めてもらえるように私からもお願いしたいと思います。

今のご意見を尊重して、進めていって頂いて、あくまでも9市町村でということを進めてもらいながら、先々のことをまた、

議 長 分かりました。どうぞ。

安濃町長 やはりこの、順序を追ってことを進めるということを私は一番大事だと思います。ですから、安濃町議長が発言ございましたように、我々がこの6ヶ月から7ヶ月掛けてですね、ご審議をさせて頂いて9市町村ということになってきておるわけです。今、美杉の村長さんが代表して発言されたことは、理解しております。

やはりこれから、進めていく中で、一つずつステップを踏んでやっていかなくは、これが非常に大切なことだと思います。

傍聴ということであれば、いいのじゃないかと思っておるのですが。

議 長 分かりました。それでは、基本的なお話は久居市議長さんがまとめられましたし、安濃町長さんから、お話がありました。

じゃあ、9つのテーブルの中には入って頂かずに、しかしオープンな場ですので、どうぞご勉強くださいということにいたしましょう。よろしゅうございますか。

委員 異議なし

議長 ありがとうございました。それでは、5分くらい休憩をいたしましょう。
本当に、いろいろとご議論頂きまして、ありがとうございます。

再開

議長 今からの協議事項は法定協議会のいろんな規定などについて、それから、役員の選出について、それから事業計画、予算案等について、そしてもう一つは早くスタートを切りまして仕事をしていかなければならない情報システムについてと少し事柄が多くございますが、よろしく願いいたします。
まず、諸規定につきまして、事務局よりご説明いたします。

事務局長 では、津地区合併協議会規約及び、諸規定についてご説明いたします。

始めに、1月17日報告事項といたしまして、規約、幹事会規程、事務局規程、財務規程、専門部会及び分科会に関する要綱という形で、これについては1月17日にご報告いたします。

津地区合併協議会規約についてはもうすでに、ご存知と思いますが、津市、久居市、河芸町、芸濃町、美里村、安濃町、香良洲町、一志町及び白山町ということで、地方自治法第252条の2第1項及び市町村の合併の特例に関する法律、第3条第1項の規定に基づき、合併協議会を設置するということでございます。

名称は、津地区合併協議会とする。

事務につきましては協議会は、次に掲げる事務を行うということで、

- (1) 9市町村の合併に係る協議に関すること。
- (2) 法第5条の規定に基づく市町村建設計画の作成に関すること。
- (3) その他9市町村の合併に係る必要な事項に関すること。

ということで以下、17条までございまして、この規約は平成15年1月1日から施行する。という形でございます。

次に、津地区合併協議会幹事会規程(案)でございますが、この趣旨といたしましては、第1条で、この規程は、規約、第10条第2項の規定に基づき、津地区合併協議会の幹事会の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとするということです。

所掌事項といたしましては第2条で、幹事会は、協議会の会長の指示を受け、協議会の会議に付すべき事項について、協議又は調整を行うものとする。

組織として、第3条で、幹事会は、協議会の構成市町村の助役又は収入役、

市町村合併担当部課長及び三重県津地方県民局合併担当職員をもって組織するというようなことで、第7条まで、ございます。

次に、事務局規程でございます。

これにつきましても、同じように趣旨はこの規程は、規約、第11条第3項の規定に基づき、津地区合併協議会の事務局に関し、必要な事項を定めるものとする。ということでございます。

所掌事項といたしまして、第2条で、事務局は、

- (1) 協議会の会議に関すること。
- (2) 協議会の協議資料の作成に関すること。
- (3) 協議会の庶務に関すること。
- (4) その他協議会の運営に係る必要な事項に関すること。

ということで、次に組織であります。第3条、事務局に総務班、計画班及び調整班を置く。というような形で、12条までありまして、第10条の職員の服務及び勤務時間その他勤務条件については、会長が属する市町村の例による。

職員の給与等につきましては第11条 事務局の職員の給与等については、それぞれ派遣する市町村の負担とする。ということであります。

次に財務規程であります。

趣旨は規約第14条の規定に基づき、津地区合併協議会の財務に関し、必要な事項を定めるものとする。ということであります。

歳入歳出予算は、第2条 協議会の予算は、規約第12条の規定による協議会の構成市町村の負担金その他の収入を歳入とし、協議会の事務に要するすべての経費をもって歳出とする。

2 会長は、毎会計年度予算を調製し、年度開始前に、協議会の議決を経なければならない。

補正予算は、第3条 会長は、既決の予算に補正の必要が生じたときは、これを調製し、協議会の議決を経なければならない。

決算等で、

第9条 会長は、毎会計年度終了後2か月以内に協議会の決算を調製し、協議会の監査を行う監査委員の審査に付した後、協議会の認定を経なければならない。

2 会長は、前項の規定により、決算が協議会の認定を経たときは、速やかに協議会の構成市町村の長に送付しなければならない。

次に専門部会及び、分科会に関する要綱(案)ですが、幹事会規程、第6条の規定に基づき、津地区合併協議会の幹事会の専門部会及び分科会について、必要な事項を定める。ということです。

第3条 専門部会は、幹事会の幹事長の指示を受け、その関係する部門に係る規約第3条各号に掲げる事項について、専門的に協議し、又は調整するものとする。ということでございます。

次に、津地区合併協議会会議運営規程（案）といたしましては、趣旨として、
第1条 この規程は、規約第9条第4項の規定に基づき、津地区合併協議会の会議の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

基本方針として、

第2条 会議は、原則として公開するものとする。ただし、会議を公開することにより、公正かつ円滑な運営に著しい支障が生ずると認められる場合は、会議に諮って、公開しないことができるものとする。

2 会議の運営に際しては、公平で公正な協議の推進に努めるものとする。

表決につきましては、

第6条 会議の議事は、全会一致をもって決することを原則とする。ただし、意見が分かれた場合は、出席委員の3分の2以上の賛成をもって決する。

それから、第8条で、会議録等の公開ですが、

会議録及び会議資料は、原則として公開する。ということでございます。

次に、委員等の報酬及び費用弁償に関する規程（案）ということで、

第1条 この規程は、規約第15条第2項の規定に基づき、津地区合併協議会の委員等の報酬及び費用弁償に関し必要な事項を定めるものとする。

第2条 協議会の委員等の報酬は、日額 8,800 円とする。ただし、地方公共団体の長その他の常勤職員については、これを支給しない。というような形をとっています。次にその他として、申し合わせ事項というのがございまして、

先ほどの表決についてでございますが、協議会運営第5条に表決のがありますが、さらにここで、合併協議は、住民生活に大きな影響を及ぼすことから、できる限り構成する自治体間の意見を調整した上で、総意をもって確認することが望ましい。

それゆえに、議事は、全会一致をもって進めることを原則とする。

ただし、十分な議論を尽くした上で意見が分かれた場合は、合併協議に費やすことのできる時間的な制約を勘案し、議長の判断により、出席委員の3分の2以上をもって、全体の意思の確認とすることができるものとするというようなことです。

それから、合併協議会へ提案する事項の分類方法でございますが、報告するものと協議するものとありまして、報告事項としましては、報告を受け、共通認識をもつ。次に協議するものの中では、議案として議決するもの、それから協議事項として確認するものというような形で、整理していきたい。今日はこのような提案でございますが、1月1日よりこういう方法で考えておりま

すので、よろしく申し上げます。

議長 　ただいま、たくさんの内容をご説明申し上げましたが、1月17日の協議会で報告をさせて頂くのを規約とか事務局規程とか財務規程とか、そういったものですが、それから1月17日の議案として、成立をさせて頂く、これが運営規程でありますとか、報酬に関してです。

　　こんなふうに分かれたのをご説明申し上げました。

　　それぞれ今日、このようにお聞き頂きまして、また、特に議案となるもの内容につきまして、それぞれの所属でご議論を頂くと思いますが、その前提にご質疑がございましたら、事務局にお答えさせておきたいと思いますが、いかがでございましょうか。

　　任意の方の問題協議会の幹事会で皆さんにつめて頂きましたので、ご承知かと思いますが、ございましたら、どうぞ。また、今すぐにということでございましたら、幹事会で幹事さんを通して、こういう細かい諸規程でございましてから、なかなか今、お目通し頂くのも難しいですから、そういう形でよろしゅうございますか。ありがとうございます。

　　では、特にご意見がございませでしたら、設立総会のご提案と、こういうことになります。

　　それから、次に会長、副会長の選任について、お諮りをいたします。この協議会の規約というものは1月1日施行ですので、まだ、効力は発効しておりません。しかし、議会でお認め頂きましたように、第6条で会長、副会長は9市町村の長が協議をして、委員となるべきもののうちから選任をすることでこういうふうに規定をしております。市町村長の1号委員、それから議会の代表者の方の委員というものはあるわけでございますが、3号の方はまだ、そういう形で決まっておきませんので、ということになりますと1月1日の規約の施行後、なるべく早く委員となるべきものの中から、9市町村の長で協議をいたしまして、会長、副会長を決めまして、その結果を設立総会にご報告を申し上げたいと思います。ということは9市町村長にその人選をお任せを頂けますかということではありますが、よろしゅうございますか。ありがとうございます。

　　それでは、1月1日後、それぞれの市町村長集まりまして、相談をさせていただきます。

　　それから、次に監査委員の選任についてお諮りしたいと思います。

　　この監査委員は規約第13条によりまして、会長が9市町村の監査委員のうちから会議に諮って2名に委嘱することでこういうふうに規定をいたしております。

　　監査委員につきましては任意の合併問題協議会で安芸郡の町村議会の会長にお願いをいたしております安濃町さんと、それから同じく一志郡の町村議会の

会長をして頂いております白山町さんの委員の方をお願いしております。それで、お諮りをいたしたいのですが、法定協議会でもこれにならしまして、安濃町と白山町の監査委員さんをお願いをしたいと考えますが、いかがでしょうか。よろしゅうございますか、ありがとうございます。それではこういった形で事務局に準備をさせて、設立総会にご提案いたしたいと思います。

それから、設立総会でご協議を頂くのですが、平成14年度の事業計画(案)と予算(案)につきまして、あらかじめこれもご説明をさせて頂きたいと思えます。

事務局長 平成14年度津地区合併協議会事業計画(案)をご覧頂きますと、まず、協議会運営につきましては、1月6日に事務局の開設ということがありまして、協議会につきましては、この14年度につきましては月1回程度ということで考えております。幹事会についても、月1回程度。それから、専門部会・分科会につきましては随時、開催をしたいと思えます。

それから、協定項目の調整・協議につきましては、基本4項目の協議、事務事業の調整項目の内容検討、「新市建設計画」現状課題の分析、市町村事業計画の調査、理念・基本政策の検討ということをしたいと思えます。

それから、啓発活動といたしましては合併協議会だより、これは法定協議会になりますが、15年3月に1回出して、構成市町村全戸配布したいと思えます。ホームページについても開設し、運営したいと思えます。

次に、14年度の歳入歳出予算書でございますが、歳入につきましては分担金及び負担金ということで、550万円を予定しております。構成市町村の負担金はご記載してあるような数字でございます。預金利子を含めまして、550万1千円の歳入をみております。

それから、歳出でございますが、総務管理費で報酬費として、委員報酬費、協議会委員報酬費、これを36万1千円、事務局旅費、それから需用費、コピー費とかペーパーとかトナーといった消耗品費、それから自動車のガソリン代ということと印刷費を入れまして、90万8千円を予定しています。役務費としては、通信運搬費で電話の使用料とか、ホームページの開設といった費用で14万8千円。

委託料、これにつきましては会議録の反訳業務委託で、現在、事務局でやっておるのですが、今後こういう形でなかなかできにくいということで、委託をお願いしたいとそれから、使用料を。

賃借料につきましてはまず、パソコン、プリンターの賃借料、それと車のリース料をこれは今、津市の車を使って、津市の職員が運転して、構成市町村の方々に同乗して頂いて、各市町村にいて頂いておるとというのが、現状でござ

いますが、今後、単独でいって頂くことから、車を1台借りたいというようなことも入っております。これは18万円くらいでございます。あわせて使用料、賃借料で58万円。ということで、総務管理費として、294万3千円。

それから、事業費の中で事業推進費といたしまして、需用費の中では消耗品費でコピー代とか協議会だより、これも月1回出しますので、この金額がだいぶ大きいです。これについて227万6千円。これに手数料とかあわせて、243万1千円。トータルで550万1千円の予算としていきたいと思います。

議 長 今、14年度の残りの事業計画と予算(案)をご説明申し上げました。

550万1千円の計上でございますが、今お聞き頂きましたような内容で、3ヶ月間、本当に時間を見ますとこれからいくら時間があっても足りないようなことになってくると思いますが、お金の使い方もしっかりと節約をいたしまして、あまり皆さんのご負担にならないように仕向けたいと思います。これだけは必要でございますので、次の協議会にご提案をさせて頂きたいと思います。

お伺いしておくことがございましたら、よろしゅうございますか。ありがとうございます。では、ご検討をしておいてください。

それから、もう一つお願いをいたします。先のご挨拶でも申し上げましたが、情報システムの統合が意外と大変で、この内容をお話させて頂きたいと思います。先行していろいろの作業に入って頂きたいと思いますので、お聞きを頂きたいと思います。

事務局長 それでは、情報システム等統合・整備をご説明いたします。市町村合併に伴いましては、ご承知のとおり、様々な業務の統合・整備が必要と考えられます。今後法定の合併協議会で議論、調整をお願いすることになるわけでございますけれども、とりわけ情報ネットワークや情報システムは合併時において、従来からの住民サービスを変わることなく確実に提供できるよう統合・整備しておくことが絶対的条件となります。

一方これら、情報ネットワークや情報システムの統合・整備に当たりましては、電子政府とか電子自治体の構築が急務とされております。住民基本台帳ネットワークや総合行政ネットワーク等、新しいIT環境の形成に対応することが求められております。このため、こうした情報化を取り巻く環境の変化にも対応しつつ、合併時に支障なく適切な住民サービスが確保できるよう、次世代を展望した情報ネットワークと情報システムの構築が必要となることから、当該業務に係る統合・整備スケジュールを想定いたしますと可能な限り早期に取り組むことが望まれると思います。

申すまでもなく、まだ、合併そのものに確定した段階ではございませんが、

現段階から、当該業務に取り組まなければなりません。先ほど申し上げましたように、合併時の住民サービスの提供がきわめて困難になると考えられますので、このところについてご理解を賜りたいと考えておりますものでございます。

また、この分野の業務は技術的に専門的な知識、経験が必要となります。この取り組みに当たっては、関係業者と担当職員と実務的な協議、調整に相当、時間を要するものと思われまますので、当該業務を円滑に迅速に推進していきまますため、せんえつでございますが、津市が当該業務を代行し、実施し、必要な経費のご負担をお願いしたいという意向が出ております。なお、当所要経費とご負担頂きます額は、別途、幹事会等で提案させて頂いておりました、次回の協議会において、ご協議を頂きたいと考えておりますので、よろしくお願ひします。

議 長 ただいま、特にご説明申し上げましたのは、15年度から速やかに作業が必要ですので、今、皆さん方それぞれ予算編成の最中だと思っておりますので、なるべく早く金額をお知らせするようにしたいと思っておりますが、ちょっと予算の枠をあけておいて頂くようにお願い申し上げたわけです。

もっと時間をとりまして、このシステムについて、お話をすればいいのでありますが、なにぶん、今からのスタートでございますので、本当に突合の部分が多くございますので、今日はこの辺の説明で、こんなふうに思います。

以上でございますが、よろしゅうございましょうか。ありがとうございます。本当にすいませんでした、駆け足でお願いをいたしました。ご協力感謝いたします。

では、17日までにそれぞれなるべく情報は幹事会等で皆さんにお届けをいたしまして、17日の協議会、ご議論をしたいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。今日は本当にありがとうございました。